

仕 様 書

1 業務名

第 27 回参議院議員通常選挙に係る投開票所資材の運搬業務

2 業務仕様

(1) 各投票所への配送及び各投票所からの回収

南区内の投票所（33 か所）への資材の配送及び回収を行うこと（投票所一覧は別添 1 のとおり）

配送及び回収ともに 3 経路に分かれて行うものとし、トラック 1 台につき作業員 2 名以上で業務にあたること。

各投票所への配送物品は別添 2、回収物品は別添 3 のとおりとするが、受託者決定後にトラック台数や作業員数に影響の無い範囲で物品の種類・数量を変更することがある。

ア 積み込み

令和 7 年 7 月 16 日（水）14：00～16：00

※ 南土木センター（南 31 条西 8 丁目）倉庫及び南区役所（真駒内幸町 2 丁目）にて配送物品の積み込みを行うこと。

イ 配送

令和 7 年 7 月 17 日（木） 9：00～16：00

ウ 回収及び荷降ろし

令和 7 年 7 月 22 日（火） 9：00～16：00

※ 各投票所から物品を回収し、南土木センター倉庫及び南区役所の指定の場所に納めること。

※ 回収時は配送時よりも物品が増減している可能性がある。施設管理者から回収の依頼があった物品は全て回収すること。

エ その他

施設管理者の不在等の事情により、9：00 以前もしくは 16：00 以降の時間でなければ配送又は回収できない場合は、委託者と協議の上、これらの時間を変更することがある。

(2) 開票所への配送及び開票所からの回収

南区開票所（南区体育館：川沿４条２丁目）へ資材の配送及び回収を行うこと。
配送及び回収とも作業員３名以上で業務にあたること。

開票所への配送物品は別添４、回収物品は別添５のとおりとするが、受託者決定後にトラック台数や作業員数に影響の無い範囲で物品の種類・数量を変更することがある。

※ 計数機、プリンター、ＦＡＸ複合機、残票等の搬送には毀損のないよう細心の注意を払うこと。

ア 積み込み及び配送

令和７年７月１９日（土） １２：３０～１４：３０

※ 南区役所（１階車庫、２階事務室及び３階事務室等）で物品を積み込み、開票所へ配送すること。

イ 回収及び荷降ろし（１回目）

令和７年７月２０日（日） ２６：３０～２８：３０（令和７年７月２１日（月）午前
２：３０～午前４：３０）を予定

※ 開票所から物品を回収し、回収完了後、速やかに南区役所３階の所定の場所に収めること。

ウ 回収及び荷降ろし（２回目）

令和７年７月２１日（月） ９：３０～１２：００

※ 開票所から物品を回収し、南区役所内の所定の場所及び南区土木センターに納めること。

3 履行期間

契約締結日から令和７年７月２２日（火）まで

4 責任者の選任

作業員の指揮監督及び委託者との調整役として、作業員から１名を責任者として選任すること。

5 安全の確保

業務の実施にあたっては、作業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は

事故に対する一切の責任を負うこと。

6 物品等破損時の対応

業務の実施にあたって、委託者や南区体育館が所有する物品・設備等を破損した場合は、直ちに委託者に報告するとともに、受託者の負担と責任において原状回復すること。

7 環境負荷の低減に関する事項

本作業の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 車両の使用にあたっては、極力低公害車等の環境に負荷の少ないものとし、駐停車中にはエンジンを停止するなど、アイドリングストップの徹底に努めること。
- (2) 成果品等に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。

8 その他

- (1) 運搬時に雨等により物品が濡れることがないように、十分に配慮すること。
- (2) 業務の実施にあたり不明な点がある場合は、委託者に報告の上、必要な指示を受けてからから作業を行うこと。
- (3) 執行される選挙種別に変更（増加）が生じた場合は、契約の改訂を行うことがある。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上で決定するものとする。